

令和8年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 仕様書

1 適用範囲

「令和8年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務（以下「本業務」という）」は、別途取り交わす契約書類の外、本仕様書に基づき実施するものとする。

2 業務の目的

環境省は、吉野熊野国立公園の核心地域の一つである大台ヶ原において、平成17年に「大台ヶ原自然再生推進計画」を策定し、自然再生事業に着手するとともに、平成18年に、西大台地区に全国初となる利用調整地区を指定し、平成19年から運用を開始した。

運用に当たっては、大台ヶ原全体の適切な管理運営と関係者の利害調整及び合意形成を行うことを目的とした「大台ヶ原の利用に関する協議会（以下「協議会」という）」において、適正な管理運営を始め、大台ヶ原の持続可能な利用の推進や諸課題の解決に向けた検討を行っている。また、平成29年度には、大台ヶ原登録ガイド制度（以下「登録ガイド制度」という）の運用を開始した。

本業務は、西大台利用調整地区及び大台ヶ原地区の適正な管理運営と持続可能な利用を推進するため、利用に関する基礎的なデータの収集・分析、登録ガイド制度の活性化や改善策の検討、その他当該地域の利用に関する管理運営上の各種課題への対応の検討、及び協議会運営等を行うものである。

3 業務期間

自 契約締結日

至 令和9年3月19日（金）

4 調査検討業務対象地域

奈良県吉野郡上北山村小橡 大台ヶ原

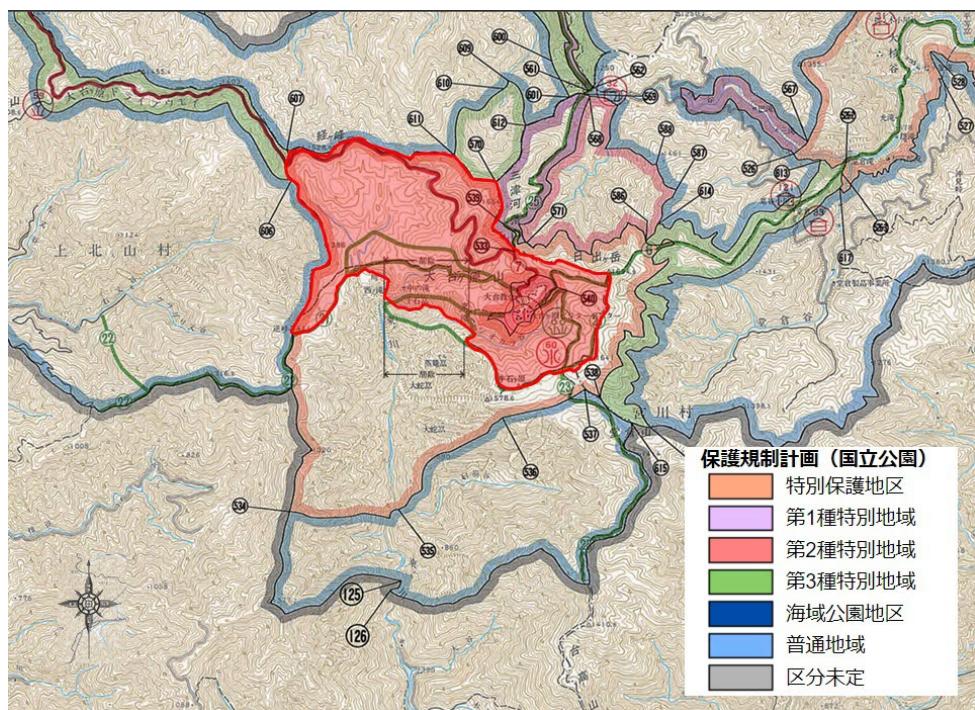


図-1 業務位置図

5 打合せ

担当官と6回程度行う(対面またはオンライン)。

また、打合せ終了後は速やかに打合せ記録簿を作成し、近畿地方環境事務所担当官及び吉野管理官事務所担当官(以下「担当官」という)の了承を得ること。

打合せ時期	備考
業務開始前	技師A又は同等以上の能力を有するものが出席するものとする。
中間打合せ	関係者ヒアリング、各種会議及び講習会開催前に計4回程度を想定し、技師A又は同当以上の能力を有するものが出席するものとする。なお、担当官が調整の上、地域関係者(地方公共団体担当者など)が各回2名程度同席する場合がある。同席する地域関係者への謝金等の支払いは不要とする。
報告書とりまとめ時	技師A又は同等以上の能力を有するものが出席するものとする。

6 業務実施計画等の作成

受注者は業務の実施に当たり、業務開始前の打合せを反映した業務概要、業務実施方針、業務実施体制、業務工程等について業務実施計画書を作成し、担当官に提出するものとする。

7 業務の内容

以下各業務を実施する。業務日程、詳細事項は担当官と十分な調整の上、決定する。

7-1 大台ヶ原の利用に関する調査

(1) 大台ヶ原の利用動向の取りまとめ及び分析

発注者が提供する大台ヶ原の利用に関するデータ(西大台利用調整地区の利用者数データ、正午の山上駐車場入込み車両数データ等)を用いて、大台ヶ原の利用動向の取りまとめ及び、その変化要因に関する分析を行う。

(2) 西大台利用調整地区の利用者を対象とした意見聴取の実施、取りまとめ及び分析

西大台利用調整地区の利用者を対象に、同地区の自然環境や制度運用等に関する意見聴取を実施する。

1) 個票の送付及び回収

受注者は、発注者が提供する意識調査の用紙(以下「個票」という)(別紙1参照)を参考に担当官と協議のうえ内容を決定し、必要部数印刷のうえ大台ヶ原ビジターセンター(住所は別紙2参照)へ送付する。

個票の利用者(回答者)への配付は、事前レクチャー実施場所において事前レクチャー実施者(別業務「令和8年度大台ヶ原ビジターセンター管理運営及び西大台利用調整地区巡回委託業務」による)が行う。

個票の回収は、大台ヶ原ビジターセンター窓口等に設置している回収箱に利用者(回答者)が直接入れるか、オンラインのいずれかの方法とする。

受注者は、個票の補充を定期的に行うこと(個票配布数の想定は別紙5のとおり)。なお、個票の

回収に必要な費用は本業務に含む。

2) 取りまとめ・分析

業務期間内に回収した個票及び担当官から提供する個票（今年4月中旬から本業務契約時までに回収された分）は、項目ごとに内容を精査し、十分なデータチェックを行った上で、担当者が提供する「大台ヶ原の利用に関するデータベース（Excel）（平成18年度からの調査結果が入力済み）」に入力を行い、調査項目ごとに時系列的に比較し、利用者意識の経年的な変化等を分析し取りまとめる。

なお、利用調整地区に関する問題点等が指摘されていた場合は、対応案や改善案などについて、法令、費用対効果、実現可能性などを踏まえて検討し取りまとめる。

7-2 大台ヶ原登録ガイド特別プログラムの実施状況整理及び運用計画の更新

大台ヶ原自然再生事業の周知や、より付加価値の高い利用形態の検討に向けて、大台ヶ原登録ガイド（以下、「登録ガイド」）が一般利用者を歩道外等も含め案内する特別プログラムについて、ガイド向けの研修や実施状況の整理、令和7年度に作成した運用計画及び解説マニュアルについて見直しを行う。

（1）登録ガイド向け現地説明会の実施

歩道外コースについて、東大台で1回、西大台で1回登録ガイド向けの現地説明会を原則担当官が同行可能な日程で実施し、受注者または担当官が現地説明を行う。資料については、配慮事項及び解説内容の資料を作成（A4両面30頁：10部程度）し配付すること。また、全ガイド及び地域関係者に事前案内を行い、参加者の取りまとめを行う。

現地説明会では参加登録ガイドから各コースの運用や解説における意見も聴取し結果を整理する。

（2）特別プログラム実施状況の整理

現地説明会を受講した登録ガイドによる特別プログラム実施状況の把握を目的に、令和8年度に特別プログラムを実施したガイド及び参加者からアンケート調査を行い、特別プログラムのプラッシュアップに向けた参考情報として整理する。また、当年度中に初めて特別プログラムを実施する登録ガイドがいた場合は、実施後にオンラインまたは書面によるヒアリングを行う（2名程度想定）。ヒアリングを行った登録ガイドには謝金（1人1時間あたり4,700円、2時間程度）を支払うこと。新規に特別プログラムを行うガイドがいなかった場合は、昨年度から引き続き特別プログラムを実施したガイドにヒアリングを行ってもよいこととする。

（3）特別プログラム運用計画等の見直し

（1）～（2）の結果を踏まえ、特別プログラムの運用計画及び解説マニュアルの見直しを行う。なお、内容の追加や修正にあたっては、後述する大台ヶ原自然再生推進委員会持続可能な利用ワーキンググループにて委員から意見を徴収し反映すること。

7-3 登録ガイド講習会の開催・運営、情報提供・アンケートの実施

登録ガイドの技術とサービスの向上を通じ、西大台利用調整地区を中心とした大台ヶ原の利用推進に資するため、新規に登録ガイドを希望する者向けの新規登録講習及び既存登録ガイドに対しての更新講習会を開催する。

（1）登録・更新講習会の回数・場所等

講習会の回数 1回

開催時期 令和8年12月を想定

開催場所	権原市内を想定し、オンライン会議システムを併用する。なお、新規登録希望者がいない場合は、オンラインのみの実施としても差し支えない。
参加者数	登録ガイド更新対象者及び新規登録希望者（計10～15名程度を想定）
講習内容	登録ガイドとして必要な知識等の習得・再認識に資する内容として、大台ヶ原登録ガイド実施要綱、運用細則の解説の他、ガイドの基本的スキル、大台ヶ原の自然や歴史等とする。令和7年度登録ガイド講習会の内容等を考慮した上で受注者が原案を作成し、担当官と調整の上、決定する。

(2) 講師の手配、旅費・謝金の支払い

講師（別紙3参照、うち3名程度想定）の手配を行うとともに、謝金（1人1時間あたり7,100円、2時間程度）及び旅費を支払う。

別紙3記載以外の講師を選定する場合は、担当官と協議すること。

旅費の算定は、旅行者の所在地を基準とし、旅費の算出根拠は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号：令和6年5月15日法律第22号による改正）による。

(3) 会場準備及び運営

登録・更新講習会について、参加者への周知及びとりまとめを行う。場所は受講者の一部がオンライン参加することを想定し、担当官と相談の上で確定すること。なお、会場確保、会場使用料、必要な通信機材、通信経費等は、本業務に含む。

講習会開催に必要な物品の手配、会場準備、受付、撤去作業等を行うこと。必要な物品には、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク等を含む。

(4) 資料作成

各講師及び担当官と調整の上、講習会に必要な資料（A4両面30頁×5講師：20部程度）を作成・配付すること。

(5) 講習会の記録・概要の取りまとめ

後日、講習会の内容を視聴できるよう録画を行う。また講習会終了後、講習内容等の概要を取りまとめる。

(6) 登録ガイドへの情報提供及びアンケート

担当官が提供する大台ヶ原での事業実施結果、本業務で実施したガイド講習会及び協議会の実施結果を基に、登録ガイドのスキルアップの観点から必要な知見や情報を整理し、登録ガイドに対してメール等での情報提供を1回以上を行うこと。また、大台ヶ原登録ガイドの活動状況を把握するため、活動実態についてのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。

7-4 大台ヶ原の利用促進を目的としたプロモーション検討

これまでに実施してきた大台ヶ原の利用動向調査等をもとに、大台ヶ原の利用促進のため効果的なプロモーションのあり方を検討する。特に大台ヶ原登録ガイドの利用や特別プログラムの周知を中心とした、大台ヶ原全体の利用に資するプロモーションを目的に以下の業務を行う。

(1) 大台ヶ原におけるプロモーションの現状及び課題整理

大台ヶ原ビジターセンターをはじめ、近隣の施設や自治体等の大台ヶ原についてのプロモーション状況をとりまとめ、課題を検討・整理する。特にSNSにおける情報発信については、フォロワー数やターゲット層など、具体的な数値があげられる場合は明記すること。

(2) 関係者ヒアリング

大台ヶ原の利用状況、登山者の同行等に詳しい関西の旅行業界関係者、研究者等関係者から担当官と協議のうえ3名程度選出し、大台ヶ原の利用状況や、利用者ニーズ、効果的なコンテンツやプロモーションについてヒアリングを行う。ヒアリングは基本的に対面で2時間程度を想定するが、オンラインで実施することも妨げない。なお、ヒアリング対象者には謝金（1人1時間あたり7,100円）を支払う。ヒアリング内容は議事録に取りまとめ、担当官に提出する。

(3) 大台ヶ原利用促進を目的としたプロモーション検討

(1)～(2)の結果をもとにターゲットやプロモーション手法について検討し、次年度以降の取組の参考となるよう取りまとめること。取りまとめにあたっては、大台ヶ原自然再生推進計画や、持続可能な質の高い利用の在り方を考慮したものとすること。

7-5 大台ヶ原の利用推進に関する各種会議の開催及び運営等

下記の会議開催・運営、並びに(3)の会議の提出資料を作成し会議へ出席する。

(1) 大台ヶ原自然再生推進委員会持続可能な利用ワーキンググループ（以下「利用WG」という）の開催・運営

1) 利用WGの回数・場所等

開催回数 1回

開催時期 令和9年1～2月を想定

開催場所 オンライン会議システムを使用した会議とする。

検討事項 大台ヶ原の利用動向、特別プログラムの次年度以降の運用計画、大台ヶ原の施設整備等

2) 委員の出席確認、謝金の支払い

利用WG委員（別紙3参照：5名）の出席を確認するとともに、謝金の支払いを行う。なお、謝金は7-3(2)に準じることとする。なお、利用WGリーダーに対して事前に概要説明を行うこと。事前の概要説明に係る費用については、本業務に含む。

3) 会場準備及び運営

オンライン会議の開催準備及び運営を行うこと。なお、オンライン会議システム等に必要な機材、通信経費等は本業務に含む。

4) 資料作成

担当官と調整の上、受注者が取りまとめ事前に資料（A4両面50頁：10部程度）を作成すること。

5) 利用WG概要の取りまとめ

会議終了後に議事概要及び議事録を作成し、担当官に電子データで提出すること。議事録については、出席者に確認依頼を行うこと。

(2) 大台ヶ原の利用に関する協議会（以下「協議会」という）の事前調整・開催・運営

1) 事前調整

過年度の協議会実施結果やこれまでの大台ヶ原における適正利用推進の取組と課題、今後の地域関係機関で連携推進のため検討する取組及びその分担の方向性をとりまとめた上で、下記協議会開催までに関係機関による意見交換を1回程度実施し、意見聴取を行う（オンラインを想定し、関係機関は環境省を除き4者程度。謝金は不要とする）。意見交換会の結果を踏まえ、下記協議会の資料及

び検討事項内容に反映させる。

2) 協議会の回数・場所等

開催回数	1回
開催時期	令和9年2月中旬頃を想定
開催場所	権原市内を想定し、オンライン会議システムを併用する。
検討事項	開催日の概ね1か月前までに全構成機関（26機関）に対して議題の収集を行い、担当官と調整の上、確定すること。
議題	①各構成機関から収集した議題、②昨年度の協議会において出された課題等に関するものとし、資料作成に当たっては、大台ヶ原及び上北山村周辺の地域の実情をよく把握した上で、最新の情報を反映させたものとする。

3) 協議会の出席確認、旅費・謝金の支払い

協議会員の出席を確認すること。なお、旅費・謝金は、いずれも支払わない。

4) 会場準備及び運営

出席者の一部がオンライン参加することを想定し、通信環境が整った会場で開催すること。なお、会場確保、会場使用料、必要な通信機材、通信経費等は、本業務に含む。

開催に必要な物品の手配、会場準備、撤去作業等を行うこと。必要な物品には、パソコン、プロジェクター、マイクを含む。

日程調整に当たっては、協議会の中心的なメンバーである奈良県、上北山村、川上村の日程を優先すること。

5) 資料作成

資料は担当官と調整の上作成し、開催日の1週間前までに全構成機関宛てに電子データ等により配付する。会場参加者には資料（A4両面80頁：30部程度）を印刷して配布すること（構成機関の会場参加率は50%を想定）。

6) 協議会概要の取りまとめ

会議終了後に議事概要を作成し、担当官に電子データで提出すること。

(3) 大台ヶ原自然再生推進委員会への出席

大台ヶ原自然再生推進委員会において必要な大台ヶ原の利用に関する各種資料を担当官と調整の上作成し、データを提出する。当日は協議会事務局として出席する。

なお、同委員会の開催・運営、委員への旅費・謝金の支払いは別業務となるので、本業務に含まない。開催場所・時期は権原市内で、令和9年3月を予定している。

8 貸与資料

原則として、初回打合せ時に受注者に本業務に係る以下の関連資料（過去の調査結果等）を貸与する。貸与資料は、担当官の請求時または業務完了時までに返納する。

- (1) 大台ヶ原自然再生推進計画 2014 及び大台ヶ原自然再生推進計画 2014 中間評価
- (2) 令和5年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 報告書
- (3) 令和6年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 報告書
- (4) 令和7年度大台ヶ原の持続可能な利用推進の検討等業務 報告書
- (5) 令和7年度大台ヶ原の利用に関するデータベース（Excel ファイル）

- (6) 令和3年 大台ヶ原登録ガイドキスト
- (7) 平成25年 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画
- (8) 令和7年度吉野熊野国立公園西大台地区適正化計画改定（案）
- (9) 令和7年度版大台ヶ原登録ガイド特別プログラム解説資料

なお、上記以外の資料が必要になった場合は、速やかに申し出て担当官の指示に従うとともに業務終了後は速やかに返還すること。また、上記資料を複写等した場合は、業務終了後速やかに廃棄（消去）すること。

9 報告書の作成

報告書 10部（無線綴じ製本A4:両面200頁程度）

上記成果物の内容を保存したDVD-R等 2式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省 近畿地方環境事務所

10 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
 - (2) 受注者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- また、請負業務において受注者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティ・ポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 受注者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティ・ポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

12 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 報告書には、不必要的個人情報等を記載しないこと。
- (3) 成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例に参考に、裏表紙に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozon/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows11上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2019」以降で作成されたもの）
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2019」以降で作成されたもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「Office2019」以降で作成されたもの）
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R等とする。業務年度及び契約名等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。なお、電子データのフォルダ構成（通常版・公開版など）やファイル形式の仕様等の詳細については、担当官と協議すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

令和8年度大台ヶ原の利用に関する意識調査

入山日：令和8年 月 日

大台ヶ原では、大台ヶ原を訪れる方々に、安全に、より深く自然を楽しいでいただくことを目的とした「大台ヶ原登録ガイド制度」があります。また、将来にわたり自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、西大台利用調整地区というエリアが設定されております。これらについて、ご意見等をお聞かせください。



携帯でも回答可能です
回答後に携帯の画面を
大台ヶ原ビジターセンタースタッフにお見せください

【I. 属性情報】

I-1 利用者情報など	性別：①男 ②女	年齢 ①10才未満 ②10代 ③20代 ④30代 ⑤40代 ⑥50代 ⑦60代 ⑧70才以上
	居住地：() 都道府県	
	来訪目的：西大台利用調整地区に来られた主な来訪目的は何ですか。(1つだけに○) ①登山・散策 ②写真撮影 ③生物の観察 ④風景鑑賞 ⑤その他 ()	
I-2 団体ツアー・個人の別	今回の来訪形態を教えてください。(1つだけに○) ①旅行会社主催のツアー ②登山や自然観察のガイドツアー ③個人・グループ(計 人) ④その他 ()	
I-3 行程	今回、どのような行程で大台ヶ原に来られましたか。 ①日帰り ②宿泊を伴う行程(宿泊場所(施設名)：)	
I-4 来訪回数	これまでに大台ヶ原に来た回数 ①初めて ②今回を含め () 回	うち西大台地区に来た回数 ①初めて ②今回を含め () 回
I-5 今回含め、これまでに大台ヶ原でガイドの利用をしたことがありますか。 ①ある ②ない (理由を聞かせてください：例えば料金が高いから、一人で歩きたいからなど)		
<p>→ その理由： []</p> <p>「① ある」を選んだ方のみ</p> <p>I-5-1 より深く大台ヶ原の自然や歴史、保全について解説する「大台ヶ原登録ガイド」制度が平成29年度より始まっています。「大台ヶ原登録ガイド」を利用しましたか。 ① 利用した ② 利用していない ③ 登録ガイドであったのか分からぬ</p> <p>I-5-2 ガイドを選ばれた経緯を以下からあてはまるものを選んでください。</p> <p>①インターネットで探した ②知人の紹介 ③ガイド付き団体ツアーを選んだ ④選んだツアーにたまたまガイドが付いていた(または添乗員がガイドをした) ⑤その他(具体的に)</p>		
I-6 西大台利用調整地区の利用に関し、今回、何を期待して西大台利用調整地区に来られましたか。 (該当するものすべてに○を付けてください)		
<p>①原生的な自然 ②ブナ林 ③新緑 ④苔 ⑤紅葉 ⑥東大台との違い ⑦利用調整地区制度等 ⑧野生動物 ⑨風景・景色 ⑩その他()</p>		
I-7 今回の期待どおりでしたか。その理由をお聞かせください。		
<p>①期待以上 ②期待どおり ③期待はずれ ④その他()</p> <p>→ その理由： []</p>		

* * * * * 質問は裏面に続きます * * * * *

【II. 意識調査等】

■西大台利用調整地区の利用前に、ビジターセンターで受けたレクチャーについての意識をお聞きします。

II-1 内容	レクチャーの時間の長さ・内容について、どのように思いましたか。 ①満足 ②普通 ③不満
II-2 不満の理由等	上記のII-1で「不満」と思われた方は、改善すべき点などを、具体的にお書きください。 〔 〕

■西大台利用調整地区の利用についての意識をお聞きします。

II-3 西大台利用調整地区をまた訪れたいと思いますか。

- ①はい ②いいえ ③わからない

II-4 西大台利用調整地区以外のエリアでの山歩き・登山も含め、大台ヶ原でガイドを利用することについて、どのように思いますか。(1つだけ○を付けてください。)

- ① ガイドは要らない(利用しなくてよい)と思う
② 自然について基本的な解説をしてくれる初心者向けのガイドであれば、利用したいと思う
③ 自然についてより専門的な解説をしてくれる中・上級者向けのガイドであれば、利用したいと思う
④ 登山技術を指導してくれる初心者向けの山岳ガイドであれば、利用したいと思う
⑤ 登山技術を指導してくれる中・上級者向けの山岳ガイドであれば、利用したいと思う
⑥ その他(具体的に:)

II-5 その場合、ガイド料金を利用者一人当たり何円までなら支払ってもよいと思いますか。

- ① 2,000円以内 ② 2,000~3,000円 ③ 3,000~4,000円 ④ 4,000~5,000円
⑤ 5,000~6,000円 ⑥ 6,000~7,000円 ⑦ 7,000円以上

■西大台利用調整地区全般についてのご意見・ご要望等があればお聞かせください。

〔 〕

ご協力ありがとうございました。当用紙は大台ヶ原ビジターセンターの回収箱に投函していただきますようお願いします。

意識調査に係る想定

7 業務の内容

7-1 (2) 西大台利用調整地区の利用者を対象とした意識調査の実施

○大台ヶ原ビジターセンターの所在地

〒639-3702

奈良県吉野郡上北山村小像 660-1

TEL 07468-3-0312

○令和8年度（業務期間内）回収率の想定

意識調査については、原則として事前レクチャー受講者全員を対象とする。

- ・実施期間は4月から11月までの8か月程度。
- ・事前レクチャー受講者数：2,200人程度（近年の実績参照）。
- ・回収率：70%程度（過年度実績より）。
- ・回収方法は、現地回収箱による回収を約95%、オンラインによる回収を約5%と想定する。
- ・回収箱に入れられた個票は期間中4回程度受注者が回収。

大台ヶ原登録ガイド講習会講師／利用WG有識者 一覧

氏名	住所	最寄りの駅
A	京都市上京区一色町	京都市営地下鉄今出川駅
B	滋賀県大津市瀬田	JR 山陽本線瀬田駅
C	奈良県橿原市南妙法寺町	近鉄橿原神宮駅
D	奈良県吉野郡上北山村	
E	滋賀県大津市瀬田	JR 山陽本線瀬田駅